

(補足) 実務経験による技術資格要件の見直しに伴い、新たに「005」の資格を満たす業種について

○審査基準日が令和5年7月1日以降の経営事項審査の取扱い

令和5年7月1日に主任技術者要件が緩和され、以下の(表1)に掲げる「**検定種目**」に係る1級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる「**同等とみなす指定学科**」を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、「**学科に対応する業種**」の主任技術者要件を満たすこととなりました。

(2級の場合は、高等学校の指定学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験が必要)

なお、本要件緩和は以下(※)の指定建設業及び電気通信工事業**以外**の建設業において適用されます。

この改正により、経営事項審査においても、審査基準日が令和5年7月1日以降の場合、技術職員数の加点対象が拡大します。

(表1) 検定種目に係る同等と見なす指定学科及び対応する業種

検定種目	同等とみなす指定学科	学科に対応する業種
土木施工管理 造園施工管理	土木工学	土左と石屋管タ鋼筋ほし塗防絶園井水清解
建築施工管理	建築学	建大左と石屋管タ鋼筋板ガ塗防内機絶園具水消清解
電気工事施工管理	電気工学	機通消
管工事施工管理	機械工学	管鋼筋し板機絶井具水消清
電気通信工事施工管理	—	—

(※) 指定建設業及び電気通信工事業

土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、通信、造園

←これらの業種は除外

(補足) 実務経験による技術資格要件の見直しに伴い、新たに「005」の資格を満たす業種について

○「005」の要件を満たすケース

「005」の要件は「(監理技術者補佐に係る)必要な知識及び能力 + 主任技術者要件」であり、下の表は1級土木施工管理を例として整理した表です。

上段は「005」の要件の1つである「必要な知識及び能力」の対応業種を示しており、1級土木施工管理技士で加点対象となる業種と同じく、「土と石鋼ほし塗水解」です。

下段は「005」の要件の1つである「主任技術者要件」の対応業種を示しており、「土木工学」による業種と同じく、「土左と石屋管タ鋼筋ほし塗防絶園井水清解」です。

これらの2つの要件を満たして「005」として申請可能となるので、2つの要件に重複する「と石し塗水解」が「005」の対象です。※指定7業種+通信は除く

一方で、下段の「主任技術者要件」を満たしているが、上段の「必要な知識及び能力」が認められない「左屋タ筋防絶井清」は「11H」での申請となります。

◆例：1級土木施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「必要な知識及び能力」の対応業種

土				と	石					鋼		ほ	し			塗												水							解	
01				05	06					11		13	14			17													26							29

・「主任技術者要件」の対応業種(土木工学による業種)

土			左	と	石	屋		管	タ	鋼	筋	ほ	し			塗	防			絶		園	井				水			清	解
01			04	05	06	07		09	10	11	12	13	14			17	18			21		23	24				26			28	29

適用

黄色セル	必要な知識及び能力が認められ、主任技術者要件を満たすため「005」で申請可能
水色セル	主任技術者要件は満たしているが、必要な知識及び能力が認められないため、「11H」でのみ申請可能
灰色セル	指定7業種+通信なので申請不可

(補足) 実務経験による技術資格要件の見直しに伴い、新たに「005」の資格を満たす業種について

○「005」で申請可能な業種一覧(1級土木施工管理技士補、1級建築施工管理技士補)

適用	黄色セル	必要な知識及び能力が認められ、主任技術者要件を満たすため「005」で申請可能
	水色セル	主任技術者要件は満たしているが、必要な知識及び能力が認められないため、「11H」「12C」でのみ申請可能
	灰色セル	指定7業種+通信なので申請不可

◆1級土木施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「1級技士補(1級第一次検定合格者)」の対応業種

土			と	石				鋼		ほ	し			塗						水		解	
01			05	06				11		13	14			17							26		29

・「主任技術者要件」の対応業種(土木工学による業種)

土		左	と	石	屋		管	夕	鋼	筋	ほ	し			塗	防			絶		園	井	水		清	解
01		04	05	06	07		09	10	11	12	13	14			17	18			21		23	24	26		28	29

◆1級建築施工管理技士の一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「1級技士補(1級第一次検定合格者)」の対応業種

	建	大	左	と	石	屋			夕	鋼	筋			板	ガ	塗	防	内		絶				具			解
	02	03	04	05	06	07			10	11	12			15	16	17	18	19		21				25			29

・「主任技術者要件」の対応業種(建築学による業種)

	建	大	左	と	石	屋		管	夕	鋼	筋			板	ガ	塗	防	内	機	絶		園		具	水	消	清	解
	02	03	04	05	06	07		09	10	11	12			15	16	17	18	19	20	21		23		25	26	27	28	29

(補足) 実務経験による技術資格要件の見直しに伴い、新たに「005」の資格を満たす業種について

○「005」で申請できない業種一覧

(1級電気工事施工管理技士補、1級管工事施工管理技士補、1級造園施工管理技士補)

※1級電気通信工事施工管理技士補は申請できる業種なし

◆1級電気工事施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「主任技術者要件」の対応業種(電気工学による業種)

							電										機		通	園						消		
							08										20		22	23						27		

◆1級管工事施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「主任技術者要件」の対応業種(建築学による業種)

								管		鋼	筋		し	板					機	絶			井	具	水	消	清	
								09		11	12		14	15					20	21			24	25	26	27	28	

◆1級造園施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「主任技術者要件」の対応業種(土木工学による業種)

土			左	と	石	屋		管	夕	鋼	筋	ほ	し			塗	防			絶		園	井		水		清	解
01			04	05	06	07		09	10	11	12	13	14			17	18			21		23	24		26		28	29

適用	水色セル	主任技術者要件は満たしているが、必要な知識及び能力が認められないため、「12E」「12G」「13D」でのみ申請可能
	灰色セル	指定7業種+通信なので申請不可

○確認書類について

◆「005」で申請の場合

① 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補である者

次の○の資料をいずれも提出してください。

- 第一次検定の合格を証明する書面の写し(合格証明書や合格通知書等)
- 主任技術者要件を満たしていることが確認できる以下の資料のいずれか一つ

- ・資格を有する場合・・・合格証明书写し、登録証の写しなど
 - ・指定学科卒業+実務経験の場合・・・卒業証明書及び実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第9号)
 - ・1級第一次検定合格+実務経験の場合・・・上記「○第一次検定の合格を証明する書面の写し」及び実務経験証明書の写し
- ※この中のいずれか一つ

② 監理技術者要件を満たす者

◆ 監理技術者資格者証が交付されている場合

- 監理技術者資格者証(表面)の写しのみ

◆ 監理技術者資格者証が交付されていない場合

- 実務経験者(指定建設業を除く)は、次の確認資料を全て提出してください。
 - ・実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第9号)
 - ・指導監督的実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第10号)
 - ・卒業証明書の写し
- 国土交通大臣認定者は、認定証の写しを提出してください。

◆「005」以外で申請の場合の例

- ◆ 1 1 3の「土と石鋼舗し塗水解」で申請の場合は「一土施の第二次検定合格証明書」
- ◆ 1 1 3の「左屋夕筋防絶井清」で申請の場合は「一土施の第二次検定合格証明書」(取得後3年以上経過が必要)
- ◆ 1 1 Hで申請する場合は「一土施の第一次検定合格証明書」格者(取得後3年以上経過が必要)